

平成25年4月1日適用

佐賀県建設工事請負契約約款第25条第5項の規定に係る運用の拡充について

①単品スライド条項の運用状況

平成20年7月1日より「鋼材類」「燃料油」の2品目を対象。

②単品スライド条項の適用対象資材の拡大

従前の2品目の他、発注者・受注者間の協議に基づき対象資材を拡大。

従前の2品目の他にも原材料費の高騰等その価格上昇の要因が明確な資材について、工事請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、発注者・受注者間の個別協議に基づき単品スライド条項の適用対象資材とする。

③従前との考え方の違い

運用	H20.7.1	H25.4.1
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくても、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	県において指定 (上記品目となる資材)	発注者・受注者間の個別協議
変動額算定ルール	工事の請負代金に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担。	同左